

橿原市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴い橿原市へ移住して新生活を始める夫婦を経済的に支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、当該新婚世帯に対して、予算の範囲内において橿原市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、橿原市補助金等交付規則（平成15年橿原市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度（以下「補助対象期間」という。）において婚姻の届出が受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 補助対象期間における婚姻を契機として新たに市内に住宅を取得し、又は建築した際に要した費用をいう。
- (3) 住宅リフォーム費用 補助対象期間における婚姻を契機として市内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、次に掲げる費用は除く。
 - ア 倉庫及び車庫に係る工事費用
 - イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
 - ウ エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置に係る費用
- (4) 住宅賃借費用 補助対象期間における婚姻を契機として市内に住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (5) 引越費用 補助対象期間における婚姻を契機として前3号に規定する住宅（以下「新住宅」という。）に引っ越しをするために要した引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。
- (6) 市税 橿原市及び他市区町村に納付すべき税金をいう。

(補助対象となる新婚世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻の届出の受理日における新婚世帯の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (2) 申請日における新婚世帯の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録された住所が、新住宅の住所と同一であること。
- (3) 橿原市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住でないこと。
- (4) 新婚世帯の双方又は一方が奈良県外から定住を目的として新住宅に居住することに伴い転入をする者で、その転入の日から起算して過去1年以内に奈良県内の住民基本台帳に記録されたことがないものであること。
- (5) 新婚世帯の双方が本市に5年を超えて居住する意思があること。
- (6) 新婚世帯の双方が日本国籍又は永住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。
- (7) 新婚世帯の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額であって、当該年度（市長が特別な事情があると認めた場合は前年度）の初日の属する年の前年分の所得をいう。以下同じ。）を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済がある場合は、所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (8) 新婚世帯の双方が市税を滞納していないこと。
- (9) 新婚世帯の双方が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者でないこと。
- (10) 新婚世帯の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(11) 新婚世帯の双方が樫原市移住支援金交付要綱（令和元年樫原市告示第323号）及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる経費は、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用とする。ただし、国又は他の地方公共団体におけるこの補助金と同様の趣旨による補助金の支給の対象となっている費用を除く。

2 補助金の額は、前項に規定する住宅取得費用又は住宅賃借費用、住宅リフォーム費用及び引越費用を合算した額とし、300,000円を上限とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を補助金の額から除く。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、樫原市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 新婚世帯の住民票の写し
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 第3条第4号の要件が証明できる書類の写し
- (4) 第3条第7号の所得が証明できる所得証明書の写し
- (5) 申請者の本人確認書類の写し
- (6) 新婚世帯の双方の市税の滞納がないことを証明する書類
- (7) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金を受けている場合に限る。）
- (8) 売買契約書又は工事請負契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し（住宅取得費用を支払った場合に限る。）
- (9) リフォーム工事請負契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し（住宅リフォーム費用を支払った場合に限る。）
- (10) 賃貸借契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し（住宅賃借費用を支払った場合に限る。）
- (11) 住宅手当支給証明書（様式第2号。住宅手当が支給されている場合に限る。）
- (12) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用を支払った場合に限る。）
- (13) 誓約書（様式第3号）
- (14) 同意書（様式第4号）
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象期間に行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、樫原市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付を不適当と認める場合は、樫原市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更等の申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容の変更又は中止をしようとするときは、速やかに樫原市結婚新生活支援補助金交付（変更・中止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、交付申請の内容について変更する場合にあっては、当該申請書に第5条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添付して申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認したときは、樫原市結婚新生活支援補助金交付（変更・中止）承認決定通知書（様式第8号）により、承認しないことを

決定したときは、橿原市結婚新生活支援補助金交付（変更・中止）不承認決定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに橿原市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第10号）に補助金の振込先口座の通帳の写し又はこれに準ずるものを添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求額を交付するものとする。

（転出理由の申し出）

第9条 交付決定者は、補助金の申請日から5年以内に橿原市から転出するとき、又は転出したときは、転出理由書（様式第11号）に転出理由を確認できる書類を添えて提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

（1） 全部の取消し

- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- イ 補助金の申請日から3年未満に橿原市から転出した場合
- ウ その他市長が補助金の全部の取消しについて特に必要と認める場合

（2） 一部の取消し

- ア 補助金の申請日から3年以上5年以内に橿原市から転出した場合
- イ その他市長が補助金の一部の取消しについて特に必要と認める場合

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、橿原市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、橿原市結婚新生活支援補助金返還命令書（様式第13号）により全部の取消しの場合は交付した補助金の全額、一部の取消しの場合は交付した補助金の半額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月31日告示第93号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の橿原市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に婚姻の届出が受理された夫婦について適用し、同日前に婚姻の届出が受理された夫婦については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日告示第99号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の橿原市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に婚姻の届出が受理された夫婦について適用し、同日前に婚姻の届出が受理された夫婦については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際、現に改正前の樫原市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年12月11日告示第336号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の樫原市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年3月31日告示第156号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の樫原市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。